

令和5年度

第3回高知県農林業基本対策審議会

令和6年2月7日

高知県農業振興部

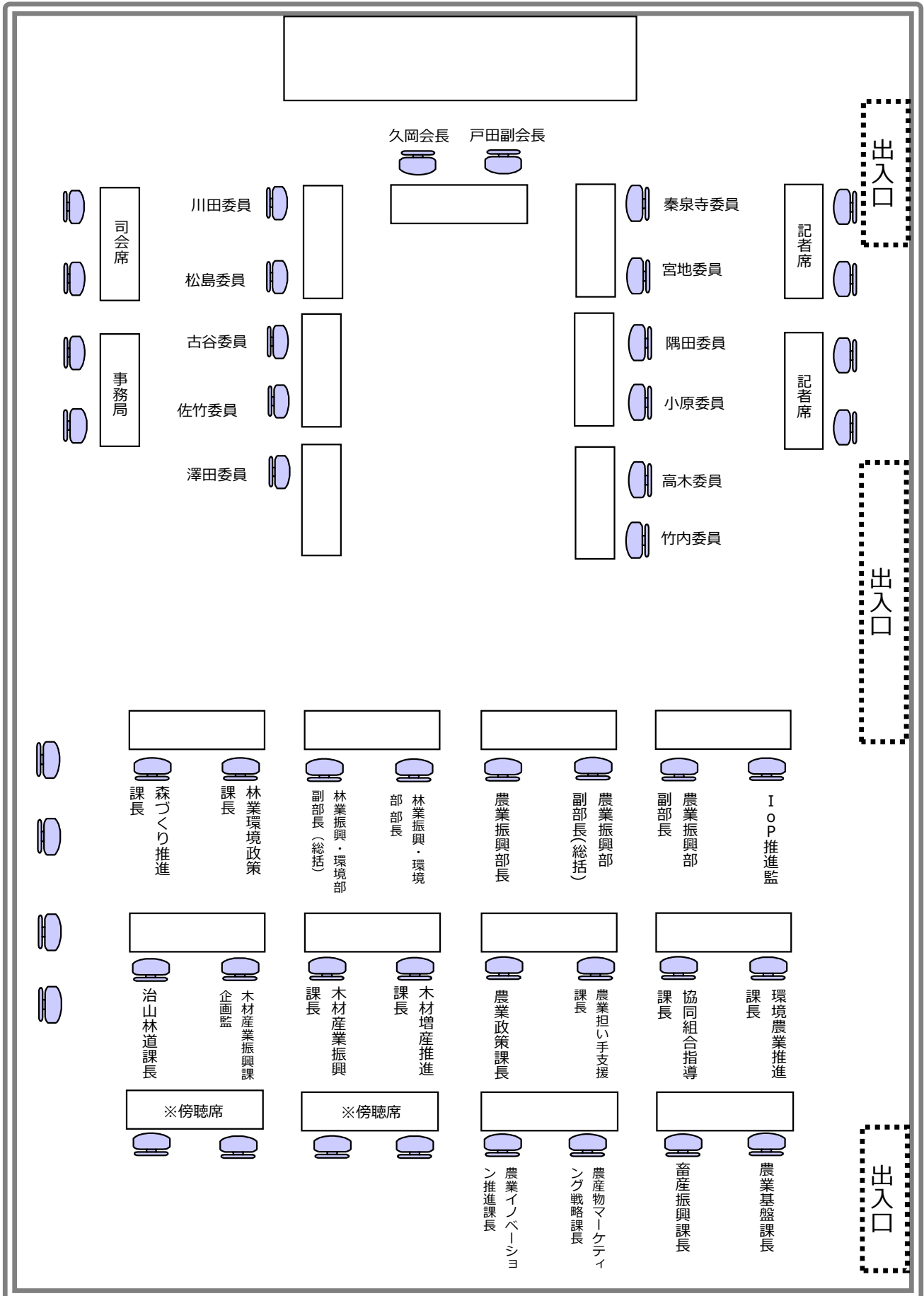
高知県林業振興・環境部

令和5年度第3回高知県農林業基本対策審議会

令和6年2月7日（水）9：30～11：30

高知会館 飛鳥

配席図



令和5年度第3回高知県農林業基本対策審議会 次第

令和6年2月7日（水） 9：30～11：30
高知会館 3階飛鳥

1 開 会

2 農業振興部長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）第5期 高知県産業振興計画（農業分野）（案）についての意見交換

① 事務局説明

② 意見交換

（2）第5期 高知県産業振興計画（林業分野）（案）についての意見交換

① 事務局説明

② 意見交換

5 閉 会

令和5年度第3回高知県農林業基本対策審議会 委員名簿

区分		役職等	氏名	出欠
関係団体	農	高知県農業協同組合中央会会長	久岡 隆	○
		高知県農業協同組合組合長 一般社団法人高知県畜産会会長	秦泉寺 雅一	○
		J A 高知女性組織協議会会長	宮地 幸	○
	業	高知県青年農業士OB会会長	竹崎 修央	×
		高知県農漁村女性グループ研究会会長	隅田 るり子	○
	林業	高知県森林組合連合会会長	戸田 昭	○
		一般社団法人高知県木材協会専務理事	小原 忠	○
金融機関	農林中央金庫高松支店高知県担当部長	高木 克尚	○	
行政機関	四国森林管理局長	竹内 純一	○	
市町村	高知県町村会会長	池田 三男	×	
学識経験者	高知大学名誉教授	川田 勲	○	
	高知大学講師	松島 貴則	○	
	高知サンライズホテル専務	古谷 純代	○	
	高知県生活協同組合連合会専務理事	佐竹 一夫	○	
	高知県農村女性リーダーネットワーク会長	澤田 藤代	○	

県出席者名簿

農業振興部	所 属	役 職 名	氏 名
	農業振興部	部長	杉村 充孝
	〃	副部長（総括）	池上 隆章
	〃	副部長	青木 敏純
	〃	I o P 推進監	岡林 俊宏
	農業政策課	課長	橋本 卓夫
	農業担い手支援課	課長	武井 久
	協同組合指導課	課長	岡村 美紀
	環境農業推進課	課長	千光士 啓
	農業イノベーション推進課	課長	平田 建彦
	農産物マーケティング戦略課	課長	松岡 寿充
	畜産振興課	課長	谷本 忠司
	農業基盤課	課長	大利 尚
	農業政策課	チーフ（企画担当）	村上 直陽
	〃	主幹	西内 隆人
	〃	主査	久松 大海
〃	主事	竹内 亘揮	

林業振興・環境部	所 属	役 職 名	氏 名
	林業振興・環境部	部長	武藤 信之
	〃	副部長（総括）	西村 光寿
	林業環境政策課	課長	竹崎 誠
	森づくり推進課	課長	中屋 貴
	木材増産推進課	課長	大野 孝元
	木材産業振興課	課長	大石 尚
	〃	企画監（販売拡大担当）	中城 秀樹
	治山林道課	課長	松尾 文昭
	林業環境政策課	チーフ（企画担当）	小路口 聡
〃	主幹	森田 祥子	

高知県農林業基本対策審議会条例をここに公布する。

○高知県農林業基本対策審議会条例

(昭和 36 年 10 月 17 日条例第 36 号)

改正 昭和 37 年 7 月 17 日条例第 36 号 昭和 57 年 3 月 23 日条例第 12 号
昭和 63 年 12 月 21 日条例第 29 号 平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号
平成 30 年 3 月 23 日条例第 34 号

高知県農林業基本対策審議会条例

(設置)

第 1 条 農林業基本対策に関する重要事項について審議するため、高知県農林業基本対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 生産及び流通対策に関すること。
- (2) 構造対策に関すること。
- (3) 団体対策に関すること。
- (4) 金融対策に関すること。
- (5) 普及事業対策に関すること。
- (6) 農村地域への産業導入対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農林業基本対策について必要な事項(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 金融機関の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市町村の長
- (5) 学識経験を有する者

(任期等)

第 4 条 審議会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(特別委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(部会)

第8条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に次の部会を置くことができる。

(1) 農業部会

(2) 畜産部会

(3) 林業部会

(4) 構造改善部会

(5) 農村産業部会

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の指示を受けて、委員及び特別委員を補佐する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和37年7月17日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 23 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 12 月 21 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

高知県農林業基本対策審議会運営要領

第1 目的

高知県農林業基本対策審議会（以下「審議会」という。）の運営ならびに諮問、その他の事務取扱いについては、高知県農林業基本対策審議会条例（昭和36年10月高知県条例第36号、以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、その円滑を期するものとする。

第2 審議会及び部会の招集等

- 1 条例第7条及び第8条第3項により、審議会又は部会を招集する場合は、会長又は部会長は、開催の日時および場所ならびに付議すべき事項を定めて、あらかじめ委員に通知するものとする。
- 2 事故のため審議会または部会に出席できない委員は、事前にその旨を会長または部会長に連絡するものとする。
- 3 審議会に欠席する委員の代理出席は認められない。

第3 審議会及び部会の議事等

- 1 諮問事項については、審議会においてその内容を検討し、直ちに関係の部会に付託するものとする。
- 2 部会長は、審議会から付託された事項について審議し、その経過及び結論としての部会案の内容を会長に説明するものとする。ただし、付託された事項の審議が予定日時又は期間内に結論が得られない場合は、部会長は継続して審議するための日程を部会において決定し、会長にその旨を報告するものとする。
- 3 部会長は、会長および他の部会長と協議して合同部会を開くことができるものとする。

合同部会の議長は、それぞれの部会長の互選によって決める。

- 4 会長は、部会に付託した事項の成案を審議会に付議するものとする。
- 5 前各号にかかわらず、次の事項については、部会の審議をもって審議会の審議にかえるものとする。
 - (1) 農業構造改善事業に関すること。構造改善部会
 - (2) 林業構造改善事業に関すること。林業部会
 - (3) 農業振興地域の整備に関すること。農業部会
 - (4) 農村地域への産業導入に関すること。農村産業部会
 - (5) 酪農、肉用牛生産振興計画に関すること。畜産部会
- 6 議長は、審議会において必要と認めるときは、特別委員の意見を聞くことができる。
- 7 諮問事項の所管課長及び諮問事項に関係ある課室長は、部会に出席し、部会長の求めに応じて説明するとともに、審議会幹事として委員及び特別委員を補佐するものとする。
- 8 会長は、審議会において運営上必要と認めるときは、分科会及び小委員会を設けることができる。

分科会、小委員会の長及び構成員は、会長が指名する。

第4 審議会及び部会の会議の公開

審議会又は部会の会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で会長又は部会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

第5 議事録

- 1 審議会の議事録には、審議会に定めた2人以上の委員が署名するものとする。
- 2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 審議の結果の概要
 - (4) 議案別の議事の結果（可決、否決の別、賛否の表決数及び少数意見の概要）

第6 諮問手続及び事務

- 1 審議会に諮問する案件は幹事会で検討したのち、諮問事項を所管する課において諮問に必要な所定の決裁を得るものとする。
- 2 諮問事項を所管する課長は、知事の諮問と同時に会長に諮問の趣旨を説明するものとする。
- 3 諮問事項を所管する課長は、審議会に必要な資料及び参考となる資料を事前に審議委員、特別委員、幹事に送付するものとする。
- 4 審議会の一般的な事務は農業政策課において、各部会に関する事務は、それぞれの所管課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年3月31日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月2日から施行する。